

令和3年10月18日

公益社団法人 全国消費者生活相談員協会
理事長 増田 悦子 様
FAX 03-5614-0743

株式会社A. v e r

代理人弁護士

回 答 書

貴会からの令和3年9月17日付の書面に対し、以下のとおりご回答いたします。

- 1 上記書面における貴会のご指摘を概ね下記のとおり整理いたしました。なお、以下では丸数字に従って「指摘事項①」などと表記させていただきます。

記

- ①学習塾における初期費用は通常11,000円で、これを超える金額を初期費用として組み込むことは本件では許されない。
- ②カリキュラム作成等は、狭義の役務提供の対価として精算されるもので、初期費用として全額控除することは相当でない。
- ③契約書成立日と役務提供開始日の始期の入会日がわかりづらい。

- 2 貴会からの各ご指摘を踏まえ、以下のとおり対応いたしました。

(1) 指摘事項①について

消費者庁の見解や政令等を踏まえ、上限金額ではございますが、赤枠内②(c) Xの「入会金全額」を「初期費用として11,000円(ただし再入会者は免除)」に変更いたしました。なお、これまでA. v e rでは、武田塾を退塾した後、再度入会した方に関して初期費用分を頂戴しておりませんでしたので、その旨もカッコ内において併せて記載しております。

(2) 指摘事項②について

貴会からのご指摘を踏まえ、控除金額を適正に仕分けするという観点から、カリキュラム作成・学習相談対応費を役務提供の対価として徴収することとしました。そこで、赤枠内②(c)本文2行目末尾に「及び、カリキュラム作成・学習相談対応費として33,000円(ただし再入会者は免除します)ならびに」を追記いたしました。なお、再入会の方に関してはカリキュラム作成・学習相談対応費も支払いを免除しておりましたので、末尾のカッコ内において指摘事項①と同様の取扱いとしております。

(3) 指摘事項③について

契約書面において契約締結日と入会日とを峻別できるように、1(2)に「契約締結日をもって契約成立とし、入会日よりカリキュラム作成、学習相談対応・自習室利用がそれぞれ可能となります。」を追記しました。

3 ご回答は以上になりますので、お手数ではございますが、ご検討いただき貴会のご意見をお知らせください。

改訂版の契約書面につきましては、別途ご郵送いたします。

以 上